

幹部公務員の給与体系の概要

特 別 職	一 般 職	俸給月額等	(参考)	
			立 法	司 法
内閣総理大臣		2,255,000	両院議長 (2,073,600)	最高裁長官
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁 (大使特号)	検事総長	1,646,000	両院副議長 (1,513,800) 国会図書館長	最高裁判事
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣及び副長官 公正取引委員会委員長 国家公務員倫理審査会会長 宮内庁長官 (大使5号)		1,576,000	両院事務総長 (1,611,000)	
	東京高検検事長	1,460,000		東京高裁長官
検査官 人事官 大臣・長官政務官 公害等調整委員会委員長	東大・京大 最高検次長検事 その他高検検事長	1,345,000	国会議員 (1,237,500)	その他高裁長官
内閣危機管理監 内閣総理大臣補佐官 侍従長 愛知万博政府代表 大公使4号		1,335,000		判事特号
内閣官房副長官補等 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 (国家公務員倫理審査会委員) 総合科学技術会議議員 地方財政審議会会長等 式部官長 大公使3号	事務次官 東北大学長等 検事1号	1,317,000	両院事務次長 両院法制局法制次長 国会図書館副館長	判事1号
			常任委専門員等4号 (1,279,500)	
	警視總監等	1,242,000		
公害等調整委員会委員 その他の委員会等委員 東宮大夫 大公使2号	外局長官等 検事2号	1,160,000	常任委専門員等3号	判事2号

国会議員の歳費については、法律により、平成16年3月までの時限措置として平成14年度の給与改定による改正前の特別職給与法の規定による内閣総理大臣、国務大臣又は大臣政務官の俸給月額を1割カットした額とされている。

赤色： 国会議員が就き得る官職

青色： 検察官

緑色： 一般職の官職(人事院所管)

適用法令別幹部公務員の給与体系の概要

特 別 職		一 般 職		俸給月額等
特別職給与法別表第一	特別職給与法別表第二	一般職給与法 (人事院規則9-42)	検察官俸給法	
内閣総理大臣				2,255,000
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	大使特号		検事総長	1,646,000
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣及び副長官 公正取引委員会委員長 国家公務員倫理審査会会長 宮内庁長官	大使5号			1,576,000
			東京高検検事長	1,460,000
検査官 人事官 大臣・長官政務官 公害等調整委員会委員長		東大・京大 学長	最高検次長検事 その他高検検事長	1,345,000
内閣危機管理監 内閣総理大臣補佐官 侍従長	大公使4号			1,335,000
内閣官房副長官補等 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 国家公務員倫理審査会委員 総合科学技術会議議員 地方財政審議会会長等 式部官長	大公使3号	事務次官 東北大学長等	検事1号	1,317,000
			警視總監等	1,242,000
公害等調整委員会委員 その他の委員会等委員 東宮大夫	大公使2号	外局長官等	検事2号	1,160,000

大使特号(過去1例のみ)、大使5号(過去20年間で4例のみ)については、現在は使われていない。

幹部公務員の給与体系の概要(年収)

特 別 職	一 般 職	年間給与額 ※	(参考)	
			立 法	司 法
内閣総理大臣		4,289万円	両院議長 ○3,850万円 +(3,540万円)	最高裁長官
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁 (大使特号)	検事総長	3,131万円	両院副議長 ○2,811万円 +(2,584万円) *国会図書館長	最高裁判事
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣及び副長官 公正取引委員会委員長 国家公務員倫理審査会会長 宮内庁長官 (大使5号)		2,997万円	*両院事務総長 *両院法制局長	東京高裁長官
	東京高検検事長	2,777万円		【その他高裁長官】
検査官 人事官 大臣・長官政務官 公害等調整委員会委員長	東大・【京大】学長 最高検次長検事 【その他高検検事長】	2,558万円	国会議員 ○2,297万円 +(2,113万円)	
内閣危機管理監 内閣総理大臣補佐官 侍従長 愛知万博政府代表 大公使4号		2,539万円		【判事特号】
内閣官房副長官補等 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 国家公務員倫理審査会委員 総合科学技術会議議員 地方財政審議会会長等 式部官長 大公使3号	事務次官 【東北大学長等】 【検事1号】	2,505万円	*両院事務次長 *両院法制局法制次長 *国会図書館副館長	【判事1号】
	【警視總監等】	2,362万円	*常任委専門員等4号	
公害等調整委員会委員 その他の委員会等委員 東宮大夫 大公使2号	【外局長官等】 【検事2号】	2,206万円	*常任委専門員等3号	【判事2号】

注1 ※ 年間給与額には、報酬月額、地域にかかる調整手当、ボーナスを含む。

注2 【】内の者の中には、調整手当の支給割合が異なる。そのため年間給与額は上記金額と異なる場合がある。

注3 大公使は臨時本省事務従事(勤務地:東京)の待命大使の額である。

注4 ○ 両院議長、副議長及び国会議員については、歳費法の規定により調整手当は支給されない。したがって、同一の格付とされている他の幹部公務員より低い額となっている。

注5 + 平成16年3月までの時限措置として行われている歳費の一部削減を踏まえた額である。

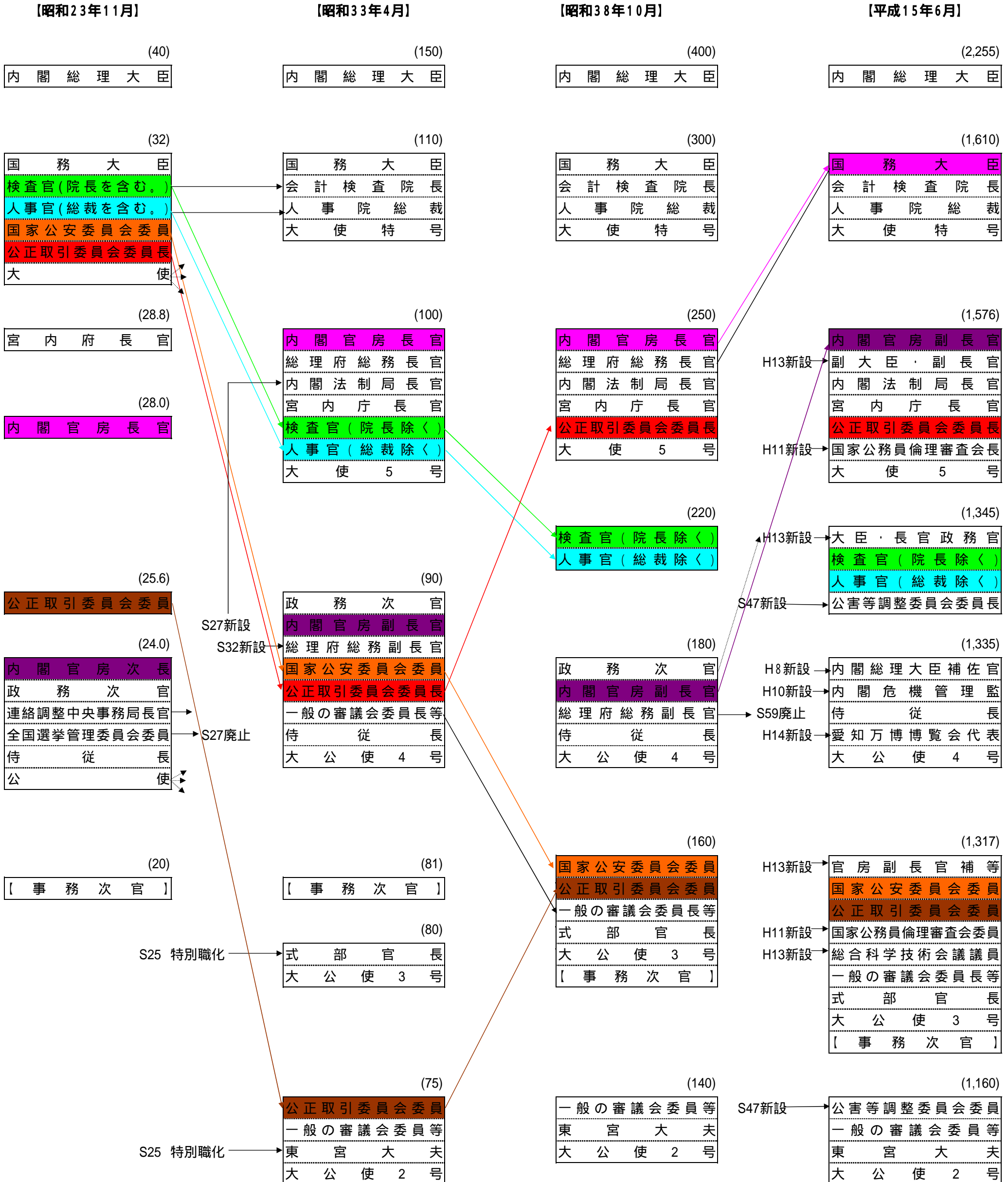
注6 * 国会職員は、国会特別手当が支給される。このことから、実際には同一の格付とされている他の幹部公務員より若干多い額が支給される。なお、両院事務総長、常任委専門員4号の年収(国会特別手当を除く)は、それぞれ3,064万円及び2,434万円である。

組織別幹部職員の給与体系の概要

内閣府・各省	内閣官房等	防衛庁	独立行政機関 審議会等	宮内庁	大公使	検察庁
内閣総理大臣	内閣総理大臣					
各省大臣 特命担当大臣	内閣官房長官	防衛庁長官	会計検査院長 人事院総裁		(大使特号)	【検事総長】
副大臣	内閣官房副長官 内閣法制局長官	副長官	公正取引委員長 公務員倫理審査会長	宮内庁長官	(大使5号)	
						【東京高検検事長】
大臣政務官	内閣総理大臣補佐官 <small>国会議員等から任命された場合</small>	長官政務官	検査官 人事官 公害等調整委員長			【最高検次長検事】 【その他の検事長】
	内閣危機管理監 内閣総理大臣補佐官			侍従長	大公使4号 愛知万博政府代表	
【事務次官】 【金融庁長官】	内閣官房副長官補 内閣官房広報官 内閣官房情報官 【内閣法制次長】	防衛事務次官 統合幕僚会議議長	国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 (公務員倫理審査会委員) 総合科学技術会議議員 地方財政審議会会長等 【警察庁長官】 【会計検査院事務総長】 【人事院事務総長】	式部官長 【宮内庁次長】	大公使3号 【外務事務次官】	【検事1号】
		陸・海・空幕僚長 防衛大学の長	【警視總監】			
【外局長官】 【内閣府審議官等】		防衛施設庁長官	公害等調整委員会委員 その他の委員会等委員 【会計検査院事務次長】 【公取委事務総長】 【警察庁次長】	東宮大夫	大公使2号 【外務審議官】	【検事2号】

【 】内は一般職

幹部公務員の給与体系の推移



官職の格付基準の設定
 占領下の特別事情の見直し

貿易自由化に伴う公取委の
 重要性の増大
 審議会等の整理・見直し
 (第1次臨調)

内閣機能の強化
 政治主導の確立

幹部公務員の給与水準に関する主なポイント

特別職の幹部公務員の給与水準は、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定められている

内閣総理大臣

- 昭和40年代から52年までは、3,000人以上企業年収第1位の者の平均、一般職指定職最高号俸(東大・京大学長)の2倍をおおむねの目安として設定
- 昭和53年から57年まで俸給月額を据置き
- その結果、近年は、500人以上企業年収第1位の者の平均、一般職指定職最高号俸(東大・京大学長)の1.7倍とおおむね同水準で推移(毎年の給与改定は一般職指定職と同様の改定率を適用)

大臣政務官

- 一般職指定職最高号俸(東大・京大学長)と常に同水準となるように設定(関連規定 国会法第35条)

(参考) 国会議員の歳費は、大臣政務官の俸給と同水準に設定(歳費法第1条)

内閣総理大臣の給与水準の推移

